



茨城県報

第 1 3 5 3 号

平成14年 4 月 8 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

使用料の徴収事務の委託 (女性青少年課)	2
包括外部監査契約の締結 (総務課)	2
使用料の徴収事務の委託 (厚生総務課)	2
指定居宅サービス事業者の指定 (3件) (高齢福祉課)	3
更生医療を担当する医療機関の指定 (障害福祉課)	4
身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課)	4
身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課)	5
指定医療機関の内容変更 (障害福祉課)	6
茨城県身体障害者福祉法施行細則に基づく内容変更の届出 (障害福祉課)	7
身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (障害福祉課)	8
換地計画の決定 (農地整備課)	8
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課)	9
道路の供用の開始 (3件) (道路維持課)	10
都市計画事業の認可 (公園街路課)	11
事業計画の変更の認可 (3件) (下水道課)	12
公所及びか所の一部改正 (出納第一課)	15
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (出納第一課)	15
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (出納第一課)	15
(教 育 委 員 会)	
使用料の徴収事務の委託 (3件)	16
公 告	
茨城県土地利用基本計画の変更 (水・土地計画課)	17
予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	17
都市計画事業の施行者の名称等 (2件) (公園街路課)	17

告 示

茨城県告示第411号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人 茨城県教育財団

2 委託にかかる使用料

茨城県立吾国山洗心館の設置及び管理に関する条例（昭和43年茨城県条例第4号）第8条に規定する茨城県立吾国山洗心館の使用料

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

~~~~~

### 茨城県告示第412号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成14年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で算定した執務費用、実費の額並びに取引に係る消費税及び地方消費税の合算額による。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏 名 安 四 郎

住 所 水戸市緑町3丁目9番12号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払とする。ただし、概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、必要があると認める金額について概算払をする。

~~~~~

茨城県告示第413号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、次のとおり茨城県総合福祉会館に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受 託 者 社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

2 委託に係る使用料 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に係る条例（平成3年茨城県条例第30号）に基づく使用料

3 委 託 期 間 平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第414号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条の規定に基づき、下記のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 愛孝会	ショートステイ 福祉の森 聖孝園	多賀郡十王町大字高原字古田333番地 6	短期入所	平成14年 3 月29日
特定非営利活動法人 エブロン	通所介護事業所 デイホーム エブロン	結城市田間中1490番地 2	通所介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 河内厚生会	指定通所介護事業所 あじさい苑	稲敷郡河内町生板横間8907番地	通所介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 河内厚生会	特別養護老人ホーム あじさい苑	稲敷郡河内町生板横間8907番地	短期入所	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 聖隷会	グループホーム 千代田の里	新治郡千代田町東野寺495番地 1	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 4 月 1 日
医療法人 宮田病院	なごみの家	下館市丙56 - 2 , 57 - 2	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 博慈会	指定痴呆対応型共同生活介護事業所 虹の家	牛久市女化町253番地 2	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	つくば市金田1979番地	訪問入浴	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 やすらぎ会	みほデイサービスセンター	稲敷郡美浦村大字受領八枚881	通所介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 やすらぎ会	特別養護老人ホーム みほ	稲敷郡美浦村大字受領八枚881	短期入所	平成14年 4 月 1 日
有限会社 アー下妻 ヘルスケ	デイサービスうらら	下妻市石の宮24番地 1	通所介護	平成14年 4 月 1 日
有限会社 アー下妻 ヘルスケ	グループホームうらら	下妻市石の宮24番地 1	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 4 月 1 日
株式会社 日立ライフ	泉ヶ森デイサービスセンター みつきの里	日立市水木町 2 丁目20番 1 号	通所介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 石下福祉会	グループホームさくら館	結城郡石下町大字馬場2245番地	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 豊心の会	特別養護老人ホーム アクティブライフさかど	水戸市酒門町字西割4390番	短期入所	平成14年 4 月 1 日
社会福祉法人 豊心の会	デイサービスセンター アクティブライフさかど	水戸市酒門町字西割4390番	通所介護	平成14年 4 月 1 日

茨城県告示第415号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 オオモリ・ケアサービス	オオモリ・ケアサービス	水戸市元吉田町1604番地の5	訪問介護	平成14年 4月1日
学校法人東京医科大学	東京医科大学霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央3-20-1	通所リハビリテーション	平成14年 4月1日

茨城県告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人 つくばセントラル病院	つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589番地3	通所リハビリテーション	平成14年 3月25日

茨城県告示第417号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
アルファーム薬局 大宮店	那珂郡大宮町上町311-8	薬局（調剤）	平成14年 4 月 1 日

茨城県告示第418号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療を主として担当する医師等の変更

医療機関名称, 所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師等の氏名	
		変 更 前	変 更 後
筑波メディカルセンター病院 つくば市天久保1-3-1	心臓血管外科	ふく だ いく お 福 田 幾 夫	しげ た おさむ 重 田 治

医療機関名称, 所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師等の氏名	
		変 更 前	変 更 後
ポブラ調剤薬局 つくば市並木 3 - 11 - 5	薬局 (調剤)	ふく い ゆかり 福 井 ゆかり	あき ま たか こ 秋 間 孝 子
霞ヶ浦薬剤センター薬局 稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 2	薬局 (調剤)	さくら い とし ゆき 櫻 井 俊 之	に わ なお と 丹 羽 直 人
パワー調剤薬局 真壁郡真壁町飯塚1006 - 1	薬局 (調剤)	く ぼ た よし こ 久保田 良 子	すぎ やま よし ひろ 杉 山 吉 広

茨城県告示第419号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項の規定する医師として次のとおり指定した。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	医 療 の 種 類	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年月日
1	視覚	眼科	ましこ まり 増子 真理	医療法人健佑会 いちほら病院	つくば市大曾根3681	平成14年 3月14日
2	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能	耳鼻咽喉科	つしま たかよし 對馬 孝義	国立水戸病院	水戸市東原 3 - 2 - 1	平成14年 3月14日
3	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能	耳鼻咽喉科	つづく としひろ 都筑 俊寛	医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 3月14日
4	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能	耳鼻咽喉科	みやざわ てつお 宮澤 哲夫	医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 3月14日
5	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能	耳鼻咽喉科	いしかわこうたろう 石川浩太郎	総合病院 猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見 1300 - 13	平成14年 3月14日
6	肢体不自由	内科 リハ ビリテーシ ョン科	わだ ゆう 和田 ゆう	東前病院	水戸市東前町28	平成14年 3月14日
7	肢体不自由	内科	みやた まりこ 宮田真理子	株式会社日立製作所 多賀総合病院	日立市国分町 2 - 1 - 2	平成14年 3月14日
8	肢体不自由	整形外科	こんどう ひろつぐ 近藤 博嗣	医療法人愛正会 や すらぎの丘温泉病院	高萩市下手綱1951 - 6	平成14年 3月14日
9	肢体不自由	外科 消化 器科 内科	ねもとぎ いちろう 根本儀一朗	根本病院	つくば市大曾根4076 - 1	平成14年 3月14日
10	肢体不自由	神経内科	しらいわ のぶこ 白岩 伸子	医療法人筑波記念会 筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成14年 3月14日
11	肢体不自由	脳神経外科	ふか や ひろゆき 深谷 展行	労働福祉事業団 鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 9108 - 2	平成14年 3月14日
12	肢体不自由	整形外科	たけしげ なおとし 武重 直敏	医療法人社団双愛会 つくば双愛病院	稲敷郡茎崎町高崎1008	平成14年 3月14日
13	肢体不自由	整形外科 リハビリテ ーション科	すごう まさのり 須郷 正徳	医療法人仁寿会 総和中央病院	猿島郡総和町駒羽根 825 - 1	平成14年 3月14日
14	肢体不自由	脳神経外科	ふじた けいし 藤田 桂史	茨城西南医療センタ ー病院	猿島郡境町2190	平成14年 3月14日
15	肢体不自由	内科 リハ ビリテーシ ョン科	あかぬま じゅん 赤沼 順	医療法人道守会 会田記念病院	守谷市同地360	平成14年 3月14日

番号	医療の種類	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指定期月日
16	心臓	循環器科 内科	えんどう ひろし 遠藤 博	遠藤内科クリニック	土浦市大手町18-11	平成14年 3月14日
17	心臓	循環器科	とやま まさひろ 外山 昌弘	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	平成14年 3月14日
18	心臓	心臓血管外科	おおさか もとお 大坂 基男	財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1-3-1	平成14年 3月14日
19	心臓 呼吸器	内科 循環器科 器科	あいざわ おさむ 會澤 治	医療法人渡辺会 大洗海岸病院	東茨城郡大洗町大貫町 915	平成14年 3月14日
20	呼吸器	内科 外科	おの ひさゆき 小野 久之	医療法人社団誠芳会 石本病院	笠間市石井2047	平成14年 3月14日
21	呼吸器	内科	もりきこ たかひろ 森迫 隆弘	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	平成14年 3月14日
22	呼吸器	内科 胃腸科 放射線科	よこくら としあき 横倉 稔明	医療法人愛正会 やすらぎの丘温泉病院	高萩市下手綱1951-6	平成14年 3月14日
23	呼吸器	呼吸器外科	かみやま こういち 神山 幸一	医療法人筑波記念会 筑波記念病院	つくば市要1187-299	平成14年 3月14日
24	呼吸器	内科	せきど もりひさ 關戸 司久	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	平成14年 3月14日
25	じん臓	消化器内科 外科	てんま のぶお 天満 信夫	医療法人社団筑三会 筑波胃腸病院	稲敷郡笠崎町高見原 1-2-39	平成14年 3月14日
26	じん臓 ぼうこう・直腸	泌尿器科	みしな むつき 三品 睦輝	国立水戸病院	水戸市東原3-2-1	平成14年 3月14日
27	ぼうこう・直腸	小児外科	あまがい てるよし 雨海 照祥	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	平成14年 3月14日
28	ぼうこう・直腸	泌尿器科	つかもと さだむ 塚本 定	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	平成14年 3月14日

茨城県告示第420号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療機関開設者名称の変更

医療種目	医療機関名	医療機関所在地	開設者名称	
			変更前	変更後
薬局（調剤）	財団法人 霞ヶ浦成人病研究事業団	稲敷郡阿見町中央 3-20-2	理事長 林 純 茂	理事長 堀 口 泰 良

更生医療機関所在地の変更

医療種目	医療機関名	開設者名称	医療機関所在地	
			変更前	変更後
眼 科	医療法人 小沢眼科内科病院	理事長 小 澤 忠 彦	水戸市五軒町 2-2-11	水戸市吉沢町 246-6

茨城県告示第421号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更（医療機関等勤務先）

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関等勤務先名称	医療機関等勤務先の所在地	医療機関等勤務先名称	医療機関等勤務先の所在地	
眼科	安藤 幹彦	小沢眼科内科病院	水戸市五軒町 2 - 2 - 11	小沢眼科内科病院	水戸市吉沢町 246 - 6	平成13年 9月1日
眼科	川原 敏行	小沢眼科内科病院	水戸市五軒町 2 - 2 - 11	小沢眼科内科病院	水戸市吉沢町 246 - 6	平成13年 9月1日
眼科	吉田なつき	小沢眼科内科病院	水戸市五軒町 2 - 2 - 11	小沢眼科内科病院	水戸市吉沢町 246 - 6	平成13年 9月1日
眼科	小澤 忠彦	小沢眼科内科病院	水戸市五軒町 2 - 2 - 11	小沢眼科内科病院	水戸市吉沢町 246 - 6	平成13年 9月1日
心臓・呼吸器	松本 尚寛	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3 - 3 - 10	松本医院	日立市東河内町66	平成10年 9月1日
肢体不自由	秋山 正博	水府病院	水戸市赤塚 1 - 1	秋山整形外科医院	水戸市柵町 3 - 2 - 57	平成13年 11月1日
肢体不自由	平林 宏之	国立霞ヶ浦病院	土浦市下高津 2 - 7 - 14	いちほら病院	つくば市大曾根 3681	平成14年 1月1日
心臓	重田 治	筑波大学臨床医学系	つくば市天王台 1 - 1	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	平成14年 1月1日
肢体不自由	会田 育男	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	国立霞ヶ浦病院	土浦市下高津 2 - 7 - 14	平成14年 1月1日
肢体不自由	河村 春生	筑波記念病院	つくば市大字要 1187 - 299	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1 - 1	平成13年 12月1日
じん臓	二瓶 実	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
肢体不自由	二瓶 雅代	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
肢体不自由	森田 裕	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
肢体不自由 心臓・呼吸器	小山 善朗	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
肢体不自由	山本 重吉	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
心臓	大田 暁	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
ぼうこう・直腸	中山 弘道	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
免疫	小山 典宏	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
小腸	近藤 亮一	小山病院	鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12	小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成14年 1月1日
肢体不自由	内藤 徹	美浦まきば病院	稲敷郡美浦村土屋 1979	豊和麗病院	猿島郡猿島町沓掛 411	平成13年 2月1日

茨城県告示第422号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
肢 体 不 自 由	内 科	秋葉 浩文	やすらぎの丘温泉病院	高萩市下手綱町1951 - 6	平成13年 12月31日
肢 体 不 自 由	内科・胃腸科・放射線科	横倉 稔明	やすらぎの丘温泉病院	高萩市下手綱町1951 - 6	平成14年 1月10日
呼 吸 器	内科・放射線科	青山 俊也	やすらぎの丘温泉病院	高萩市下手綱町1951 - 6	平成13年 12月31日
ぼうこう・小腸	外 科	神山 幸一	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成14年 3月13日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	佐藤 政教	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 9108 - 2	平成14年 3月31日
呼 吸 器	内 科	吉田 知永	白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	平成13年 12月31日
肢 体 不 自 由 心臓・呼吸器	内 科	八田 貞人	白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	平成13年 12月31日
肢 体 不 自 由	整形外科	梅澤 香貴	つくば双愛病院	稲敷郡荃崎町高崎1008	平成14年 1月1日
聴覚・平衡・音声・言語機能	耳鼻咽喉科	西川 典秀	総合守谷第一病院	北相馬郡守谷町松前台 1 - 17	平成13年 12月31日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	木村 伸也	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地360	平成13年 3月31日
肢 体 不 自 由	内 科	兼川 潤一	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地360	平成12年 12月31日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	宮本 幹夫	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地360	平成12年 3月31日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	山崎 文子	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地360	平成10年 3月31日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	広瀬 敏樹	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地360	平成10年 3月31日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	小池 知治	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地360	平成10年 3月31日
呼 吸 器	循環器科	外山 昌弘	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成14年 3月13日

茨城県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良総合整備事業下佐沼地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成14年 4 月 9 日から
平成14年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所
龍ヶ崎市役所



茨城県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡里美村大字上深荻501番2地先から 久慈郡里美村大字上深荻416番1地先まで	旧 (A) (B)	メートル 最大 19.5 最小 6.0	メートル 139	
		最大 23.0 最小 15.5	137	
	新 (B)	最大 23.0 最小 15.5	137	旧道移管



茨城県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡里美村大字上深荻503番地先から 久慈郡里美村大字上深荻1981番1地先まで 久慈郡里美村大字上深荻856番2地先から 久慈郡里美村大字上深荻695番2地先まで	旧 (A) (B)	メートル 最大 33.0 最小 4.5	メートル 1,288	
		最大 49.5 最小 12.0	650	
久慈郡里美村大字上深荻856番2地先から 久慈郡里美村大字上深荻695番2地先まで	新 (B)	最大 49.5 最小 12.0	650	旧道移管

茨城県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
504	県 道	潮 来 土 浦 自 転 車 道 線	潮来市永山152番 1 地先から	メートル 最大 7.4	メートル 1,382
			潮来市永山675番 1 地先まで	最小 4.8	
			行方郡麻生町大字麻生字新田 426番 2 地先から	最大 11.0	1,776
			行方郡麻生町大字島並字島並下 173番 1 地先まで	最小 4.0	

茨城県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
守谷市守谷2541番 2 地先から	(A) 旧	メートル 最大 21.0	メートル 222	
		最小 10.4		
守谷市守谷2351番10地先まで	(B)	最大 9.2	226	
		最小 9.2		
	新 (A)	最大 21.0	222	迂回路撤去
		最小 10.4		

茨城県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方郡麻生町大字杉平字向前456番 2 地先から
行方郡麻生町大字杉平字松ノ下21番 1 地先まで

行方郡麻生町大字杉平字松ノ下21番 1 地先から
行方郡麻生町大字四鹿字寄井 8 番 1 地先まで
行方郡麻生町大字四鹿字寄井 8 番 1 地先から
行方郡麻生町大字四鹿字合躰橋 3 番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成14年 4 月 8 日

茨城県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 取手市戸頭 6 丁目32番 5 地先から
守谷市小山332番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 4 月 8 日

茨城県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成14年 4 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 下館市大字一本松91番 2 から
下館市大字菅谷714番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 4 月10日

茨城県告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
茎崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画公園事業
6・5・501号 茎崎運動公園
- 3 事業施行期間
平成14年 4 月 8 日から
平成21年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

稲敷郡荳崎町下岩崎字永作台及び字遠戒旦寺並びに上岩崎字永作及び字ノ切道地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業

水戸市第1号公共下水道

3 事業施行期間 昭和29年10月1日から

平成21年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和32年建設省告示第1676号、昭和37年建設省告示第941号、昭和42年建設省告示第2535号、昭和46年茨城県告示第1021号、昭和48年茨城県告示第358号、昭和49年茨城県告示第1029号、昭和56年茨城県告示第479号、昭和57年茨城県告示第253号、昭和57年茨城県告示第255号、昭和61年茨城県告示第455号、平成元年茨城県告示第15号、平成元年茨城県告示第16号、平成3年茨城県告示第1385号、平成4年茨城県告示第388号及び平成8年茨城県告示第1067号の事業地のうち次に掲げる区域を削除した区域

水戸市渋井町字西田、字茶釜、字仲あらく及び字宮後、平須町字新山、笠原町字下組、米沢町字代官山下並びに見川町字大山台及び字桜川の各一部の区域

(2) 使用の部分

昭和32年建設省告示第1676号、昭和37年建設省告示第941号、昭和42年建設省告示第2535号、昭和46年茨城県告示第1021号、昭和48年茨城県告示第358号、昭和49年茨城県告示第1029号、昭和56年茨城県告示第479号、昭和57年茨城県告示第253号、昭和57年茨城県告示第255号、昭和61年茨城県告示第455号、平成元年茨城県告示第15号、平成元年茨城県告示第16号、平成3年茨城県告示第1385号、平成4年茨城県告示第388号、平成8年茨城県告示第1067号及び平成13年茨城県告示第380号の事業地のうち(1)に掲げる区域を削除し、当該事業地に(2)に掲げる区域を追加した区域

- (1) 水戸市本町1丁目、2丁目及び3丁目、瓦谷、紺屋町、朝日町、元吉田町字谷津、字中沢、字大鋸町、字狐塚、字野木下、字宿、字柵、字野木前、字田原、字荒谷、字東新割、字台町西裏、字塩海道、字横宿、字同心町上宿、字同心町中宿、字同心町下宿、字一本松及び字西組、元台町、宮内町、白梅1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、城南1丁目、千波町字舟付、字力手道、字池下、字地蔵前、字山王塚、字吉田界、字久保、字東久保、字台畑、字御茶園、字北葉山、字千波山、字千波原及び字中山、笠原町字大山、字三軒家、字上谷津、字中谷津、字下谷津及び牛堀、見川町字仲山及び字ハザマ並びに酒門町字宿前及び字宿後の各全部の区域並び

に浜田 1 丁目及び 2 丁目、東台 1 丁目及び 2 丁目、柳町 1 丁目及び 2 丁目、東桜川、元吉田町字横宿、字東組、字一里塚東及び字一里塚西、酒門町字浜井場、字太刀洗、字石川道、字中台及び字上千束、城南 2 丁目、中央 1 丁目及び 2 丁目、米沢町字上組、千波町字中道北、字中道南前、字道祖神前、字原新田、字後川、字柳崎、字海道付、字十一軒、字ヤナイタ、字谷中、字西川端及び字タキシタ、笠原町字不動山、字上組、字中組、字下組、字新山、字笠原町及び字ハツ無地、見川町字手負、字町田、字エゴタ、字沓掛、字カラス田及び字大山台、小吹町字釜場及び字新山、平須町字東皿久保、字北皿久保、字池ノ淵、字尾張猿、字新山、字原山及び字新分附、東野町字西谷津、字西割及び字東谷津、城南 3 丁目、藤柄町並びに吉田の各一部の区域

- (2) 水戸市河和田 3 丁目、東赤塚、石川 3 丁目及び 4 丁目、石川町、堀町字前之内、字堂地内、字湿気、字新地及び字山中並びに渡里町字高野台、字アラヤ前、字ヤジカ、字狸口保、字新田、字南前、字八幡前、字念佛久保、字小山ノ上、字大夫久保及び字立原の各全部の区域並びに大塚町字糞内、字北原、字清水、字池上及び字釜人保、河和田 1 丁目及び 2 丁目、河和田町字関場、見和 3 丁目、見川 5 丁目、赤塚 1 丁目及び 2 丁目、石川 1 丁目及び 2 丁目、姫子 1 丁目、堀町字野田原、字遠下、字高野下、字大砂台、字大谷原、字新堤下、字新田及び字立原、袴塚 3 丁目、文京 1 丁目及び 2 丁目、渡里町字アラヤ、字富屋敷、字前原、字上蒲地、字藤山、字小山、字横丸、字反町、字久称書、字宿、字下久都、字戸崎、字ミタラシ、字藤木下及び字三反田、新原 2 丁目、双葉台 1 丁目、双葉台 3 丁目、双葉台 5 丁目、開江町字向井原及び字七曲り、中丸町字東谷津、字久保山及び字新山並びに常磐町 1 丁目の各一部の区域

茨城県告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業
水戸市第 3 号公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 4 年 1 月 20 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成 4 年 1 月 20 日茨城県告示第 82 号及び平成 10 年 3 月 19 日茨城県告示第 290 号の事業地に掲げる区域
 - (2) 使用の部分 平成 4 年 1 月 20 日茨城県告示第 82 号及び平成 10 年 3 月 19 日茨城県告示第 290 号の事業地に次に掲げる区域を追加する。
水戸市本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、城南 1 丁目、白梅 1 丁目、白梅 2 丁目、白梅 3 丁目、白梅 4 丁目、東桜川、浜田 1 丁目、浜田 2 丁目、宮内町、元台町、吉田、藤柄町、瓦谷、紺屋町、朝日町、藤井町字十万端、字十万ハシ、字ガラレトウ、字カラントウ、字ガランドウ、字伽藍堂、字ガランドウクボ、字伽藍堂窪、字トウゼンヤツ、字冷田及び字金平塚、酒門町字

宿後及び字宿前，千波町字舟付，字地藏前，字道祖神前，字山王塚，字吉田境，字中道南，字中道北，字久保，字後川，字柳崎，字東久保，字台畑，字御茶園，字原新田，字千波原，字北葉山，字中山，字海道付，字十一軒及び字池下，見川町字手負，字仲山，字沓掛及び字ハザマ，笠原町字上組，字大山，字三軒家，字牛堀，字上谷津，字中谷津及び字下谷津，吉沢町字上組，字中組，字下組，字東割及び字西割，平須町字池ノ淵，字北皿久保及び字東皿久保並びに元吉田町字中沢，字田原，字宿，字横宿，字谷津，字孤塚，字大鋸町，字野木下，字柊，字野木前，字一里塚東，字台町西裏，字同心町上宿，字同心町中宿，字東新割，字塩海道，字一本松，字東組，字西組，字一里塚西，字荒谷，字岡崎，字吉沢裏及び字田原の各全部の区域並びに住吉町，柳町 1 丁目，柳町 2 丁目，城南 2 丁目，城南 3 丁目，中央 1 丁目，中央 2 丁目，東台 1 丁目，東台 2 丁目，藤井町字十万原，字豊田，字駒形ハシ，字トウカクボ，字クチウゼ，字クチウセ，字ネムトウシクボ，字ネムトウジクボ，字ネムトウシ窪，字ネムトウジ窪，字ねむとうしクボ，字子ムトウシクボ，字子ムトウジクボ，字子ムトウジ窪，字子ムトウシ窪，字ねむとうし窪，字子ムトウジ雲，字ねむとふじ，字子ムトウジ，字子ムトウシ，字ネムトウシ，字ネムトウジ，字むねとうし，字むねとうじ，字角堂，字後屋，字後屋タナイ，字駒形及び字山ノ上，酒門町字太刀洗，字浜井場，字中台，字石川道，字上千束，字下千束及び字千束，浜田町字松木前，字東田，字宿後及び字反町，千波町字カチ道，字ヤナイタ，字千波山，字谷中，字西川瑞及び字タキシタ，見川町字神谷原，字市毛山，字町田，字エゴダ，字大山台，字ほうしの，字丹下二ノ牧及び字カラス田，米沢町字中組，字下組，字上組及び字逆川，笠原町字中組，字下組，字不動山，字八ッ無地，字新山及び笠原町，吉沢町字長堀前，字会野及び字原，東野町字西谷津及び字西割，小吹町字新田向，字後原西，字中割，字西本郷，字竹の上，字前原後，字東向，字西向井，字掘込，字大谷原，字孤塚，字新山，字水戸道向，字離山，字権現前，字水戸道，字西原，字西原三ノ台，字一ノ久保，字後原東，字後原中通，字モリコ塚，字道ノ上，字稲荷前，字東本郷，字東前，字宮前，字道ノ下，字宮脇，字前谷原，字道玄防，字向井原及び字前原，平須町字新山，字新分附，字西皿久保，字泉上水源，字泉上，字原，字新田原，字新田，字尾張猿及び字原山，元石川町字権現台，字柏淵，字新谷，字雁原，字乗越沢，字富士山及び字石田，河和田町字丹下二ノ牧，萱場町字田向，元吉田町字上千束，若宮町字五反田及び字下道添，吉沼町字堀ノ内下，字台，字塚下，字堀ノ内出口，字堤後，字三四郎後，字仲丸，字仲道，字堤，字三角田，字堂下，字下谷及び字屋越並びに渋井町字堂下，字下道添，字細谷田，字頭なし及び字七反町の各一部の区域

茨城県告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 大宮町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大宮都市計画下水道事業
大宮町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年2月26日から

平成18年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分 平成 2 年 2 月26日茨城県告示第210号, 平成 6 年 9 月16日茨城県告示第1037号, 平成10年 3 月26日茨城県告示第327号, 平成10年 7 月30日茨城県告示第891号の事業地に次に掲げる区域を追加した区域
大宮町字野中, 字富士山, 字田子内, 字一ノ沢, 字姥賀, 字東富尻, 字大塚, 字南中富, 字羽金堂及び字潤沢並びに大字石沢字梶内, 字東原, 字宇留井沢及び字六丁の各一部の区域

茨城県告示第435号

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第486号の 4 で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し, 平成14年 4 月 1 日から施行する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 2 か所 中「東京商工観光事務所」を削る。

茨城県告示第436号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第 5 条第 2 項の規定により, 次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成14年 3 月31日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)
日立市桜川町 1 丁目 1 番 1 号
財団法人 日立市生きがい事業団
理事長 櫻 村 千 秋

茨城県告示第437号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第 5 条第 2 項の規定により, 次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指 定 年 月 日 平成14年 4 月 1 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)
日立市幸町 1 丁目21番 1 号
財団法人 日立市科学文化情報財団
理事長 櫻 村 千 秋

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条の第2項の規定に基づき公表する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

1 委託先

水戸市見和1丁目356番地の2
財団法人茨城県教育財団

2 徴収事務を委託する使用料

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）第3条第2項に規定する茨城県立歴史館に係る同条例第7条に規定する入館料及び使用料

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県教育委員会告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき公表する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

1 委託先

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社

2 徴収事務を委託する使用料

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）第3条第2項に規定する茨城県近代美術館に係る同条例第7条に規定する入館料の徴収事務

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月30日まで

茨城県教育委員会告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき公表する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

1 委託先

水戸市見和1丁目356番地の2
財団法人茨城県教育財団

2 徴収事務を委託する使用料

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）第4条に規定する茨城県水戸生涯学習センター、茨城県鹿行生涯学習センター、茨城県県南生涯学習センター、茨城県県西生涯学習センター、

茨城県立西山研修所，茨城県立中央青年の家，茨城県立白浜少年自然の家，茨城県立さしま少年自然の家及び茨城県女性プラザに係る同条例第 7 条に規定する使用料

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

公 告

茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定により昭和50年 6 月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画の一部を平成14年 3 月29日付けで変更したので，同条第14項において準用する同条第13項の規定により，その要旨を公表する。

なお，関係図書は，茨城県企画部水・土地計画課並びに関係市役所及び町村役場において一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

変更の要旨

土地利用基本計画図

変更の内容	変更区域の面積	関係市町村名
森林地域の縮小	281ha	水戸市，つくば市，常北町，七会村

予防接種の業務を行う医師

茨城県内全市町村長が，予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条又は第 6 条の規定に基づき実施する予防接種（インフルエンザ予防接種は除く）については，自ら設ける場所において実施するほか，次に掲げる医師が次に掲げる場所において予防接種を行うので，予防接種法施行令（昭和23年厚生省令第197号）第 4 条の規定に基づき，公告する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

医 師	医 療 機 関 名	所 在 地
綿 引 秀 夫	わたひきクリニック	土浦市桜町 3 - 14 - 18 岩崎ビル 1 F

都市計画事業の施行者の名称等

下妻都市計画公園事業については，平成14年 3 月25日関東地方整備局告示第100号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和53年建設省告示第1284号

下妻都市計画公園事業

9・6・001砂沼広域公園

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

4 事業地の所在

使用の部分

変更なし

都市計画事業の施行者の名称等

下館・結城都市計画公園事業については、平成14年 3 月25日関東地方整備局告示第99号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成14年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和58年建設省告示第140号

下館・結城都市計画公園事業

9・6・001県西総合公園

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

4 事業地の所在

収用の部分

変更なし

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)